

国内旅客船事業の現況とSO_x規制について

平成29年3月17日

一般社団法人 日本旅客船協会

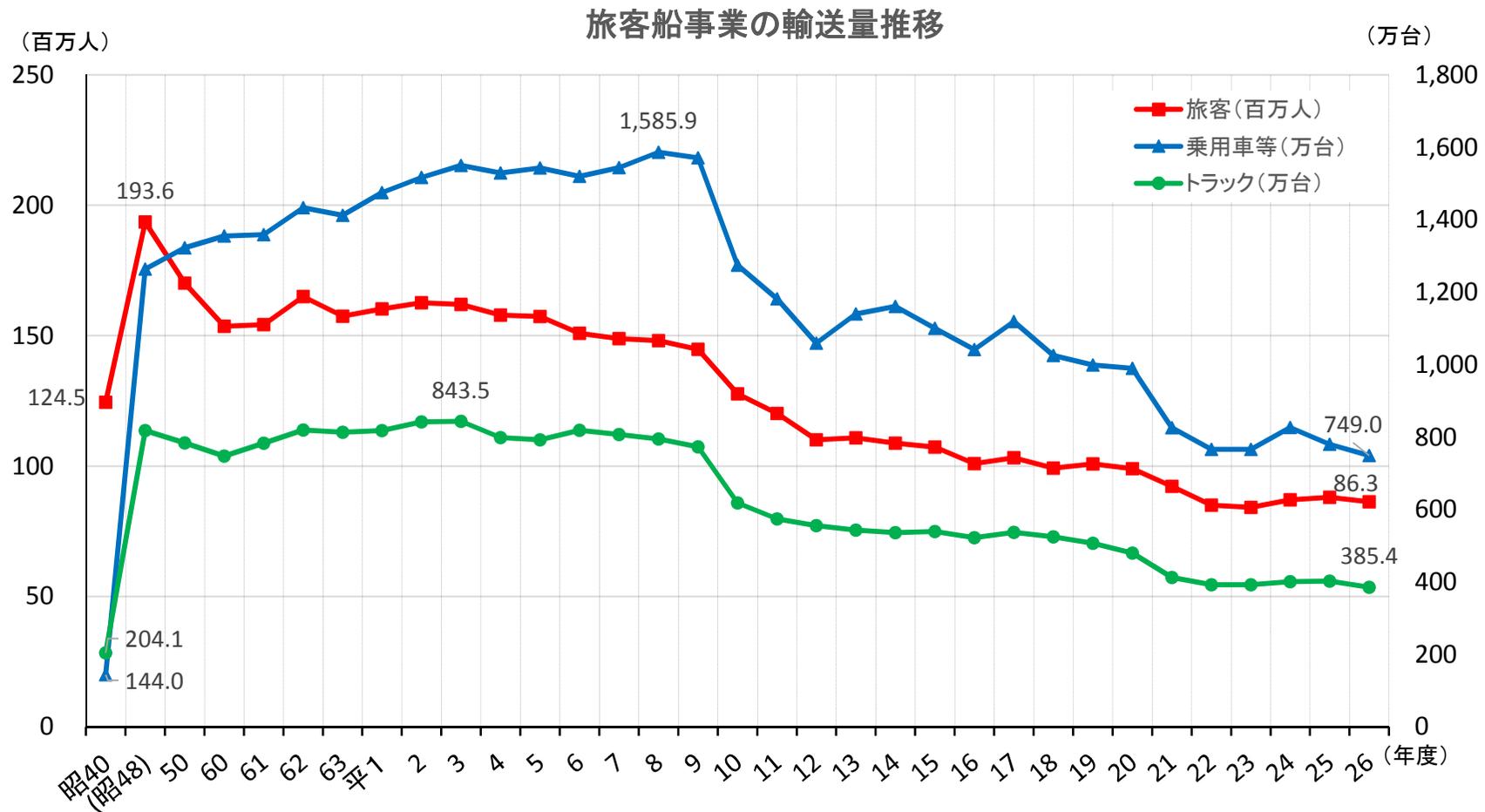
1. 旅客船・フェリーの現況

1. 旅客船事業の現状(平成28年4月1日現在)

○事業者数:952社、航路数:1732航路、就航船舶数:2279隻

2. 事業実績の推移

○人口減少等の影響により、旅客、トラック、乗用車等のいずれもこの20年間で半減。



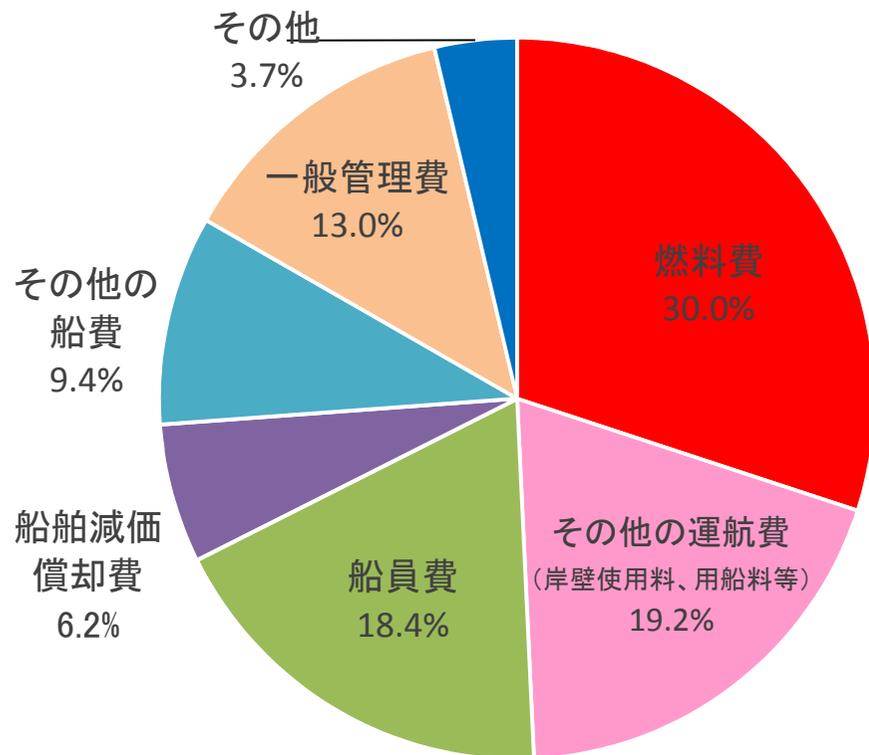
3. 事業経営

- 経営環境は厳しく、不採算の離島航路は、国、自治体から補助を受けて運航。
- 過去5年間の平均経常収支率は100. 2と極めて低い。
- 事業費用の中で燃料費の占める割合が非常に大きく、燃料高騰時には厳しい経営を強いられている。

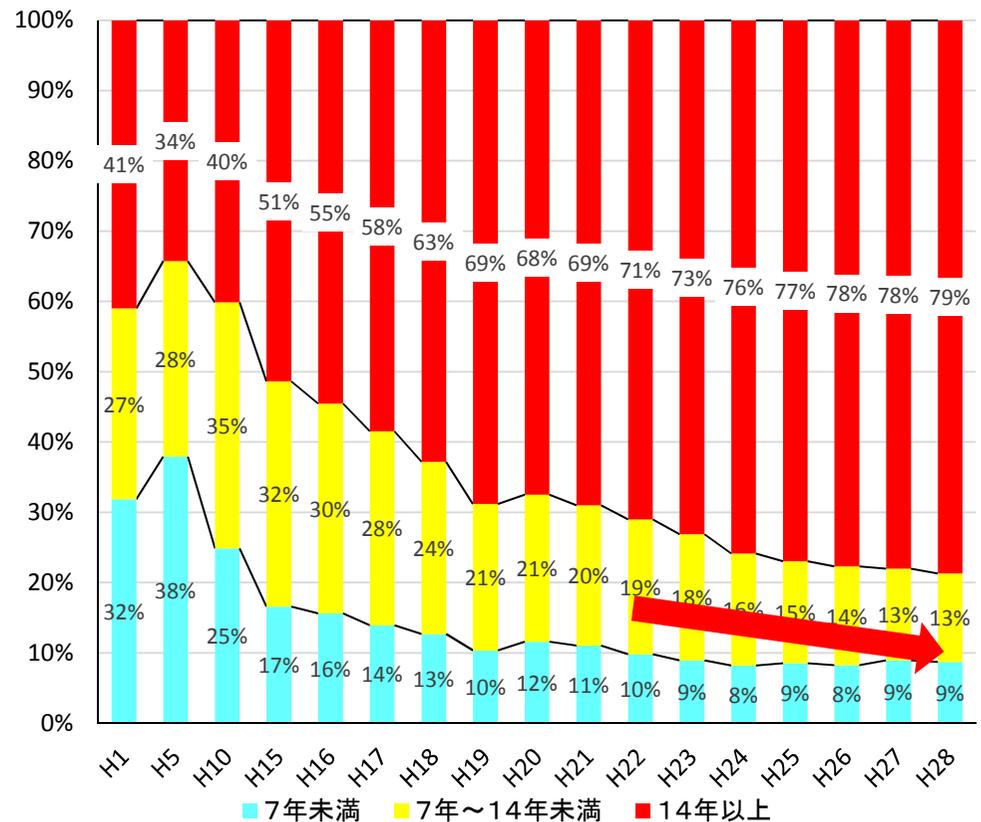
4. 船舶の老朽化

- 近年の厳しい経営環境等により、代替建造が進まず、船舶の老朽化が進行。全船舶の8割近くが法定耐用年数を超えている。

旅客船事業の海運業費用における費目構成
(平成23年度～平成27年度の平均)



全旅客船の船齢構成の推移(比率)



2. C重油を使用している旅客船事業者の現況

1. 旅客船の使用燃料

○軽油：主に小型船(～200トン)やジェットフォイル等の高速船が使用

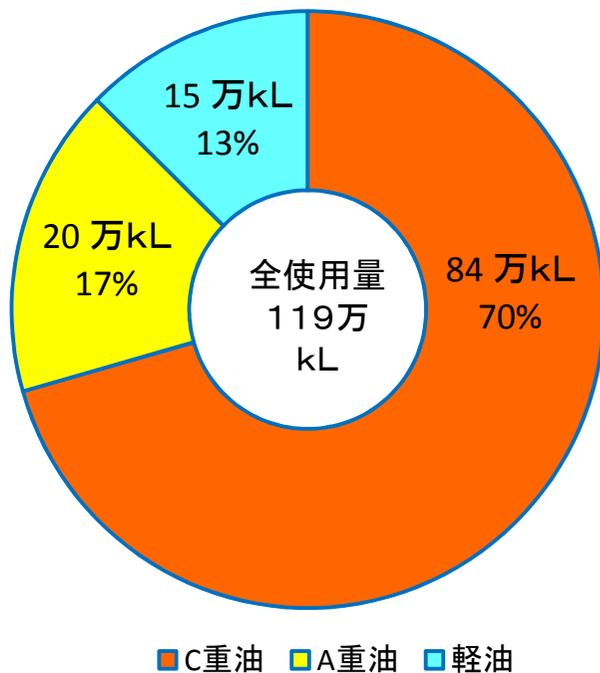
○A重油：中小型船から比較的短距離を運航する大型船まで幅広く使用

○C重油：大型船が使用。比較的長距離を運航する中型船の一部も使用

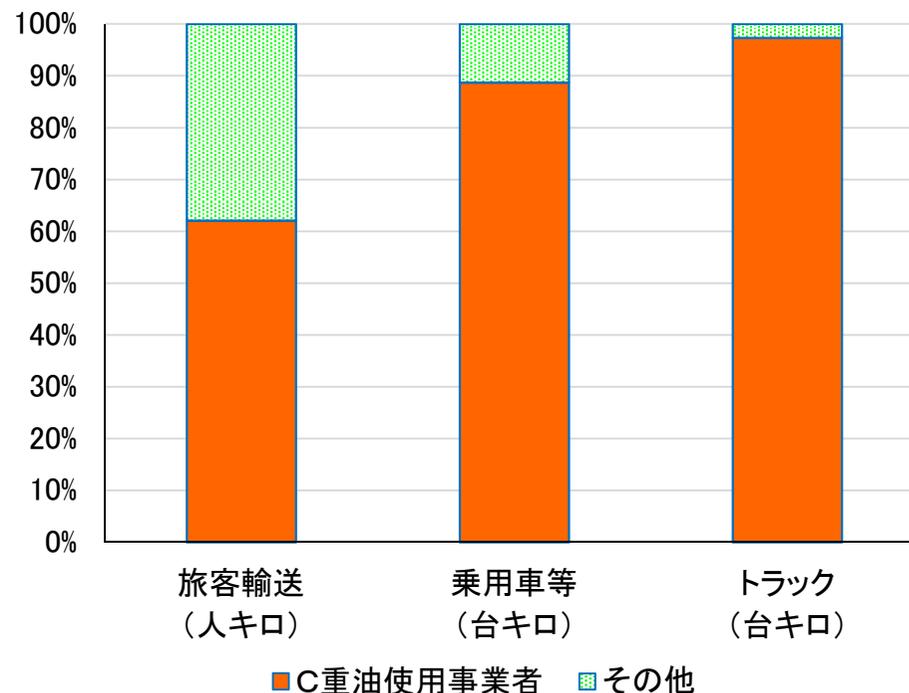
～全旅客船が使用している燃料油の7割はC重油

～C重油を使用している旅客船事業者は輸送の大宗を占めており、旅客の62%、乗用車等の89%、トラックの97%を輸送している。

油種別使用量(平成26年度)



旅客船全事業者に占めるC重油使用事業者の輸送シェア
(平成26年度輸送実績)

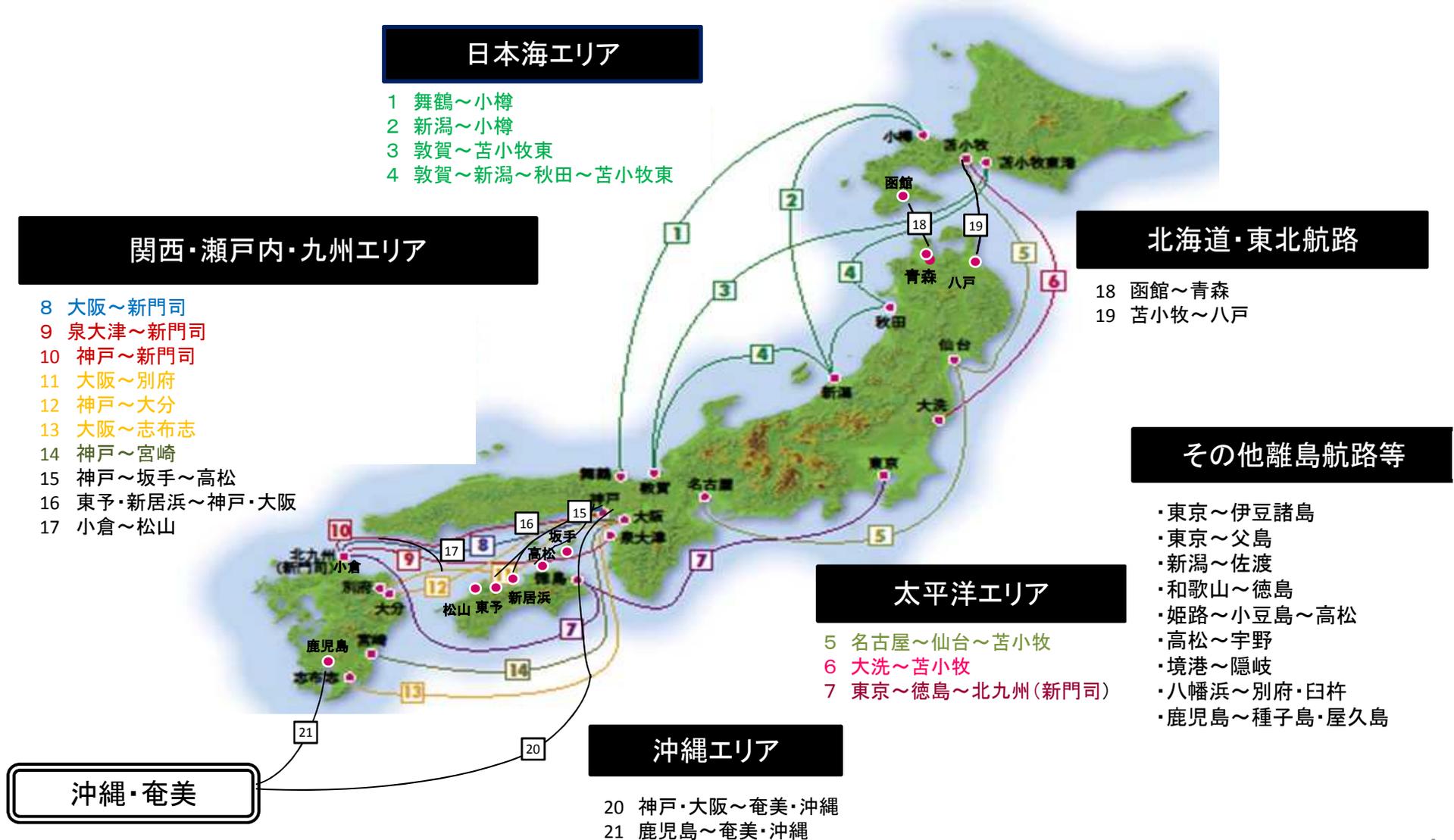


2. C重油を使用する中・大型旅客船が就航している航路

○主に本土4島間の主要航路を航送する中・長距離フェリーが使用。

そのほか、本土と沖縄・奄美や佐渡、伊豆諸島等孤立大型離島を結ぶ航路でも使用。

○これら中・長距離フェリー航路は、他の交通機関と競合しており、特に収益源のトラック輸送は高速道路との競争関係が強い。

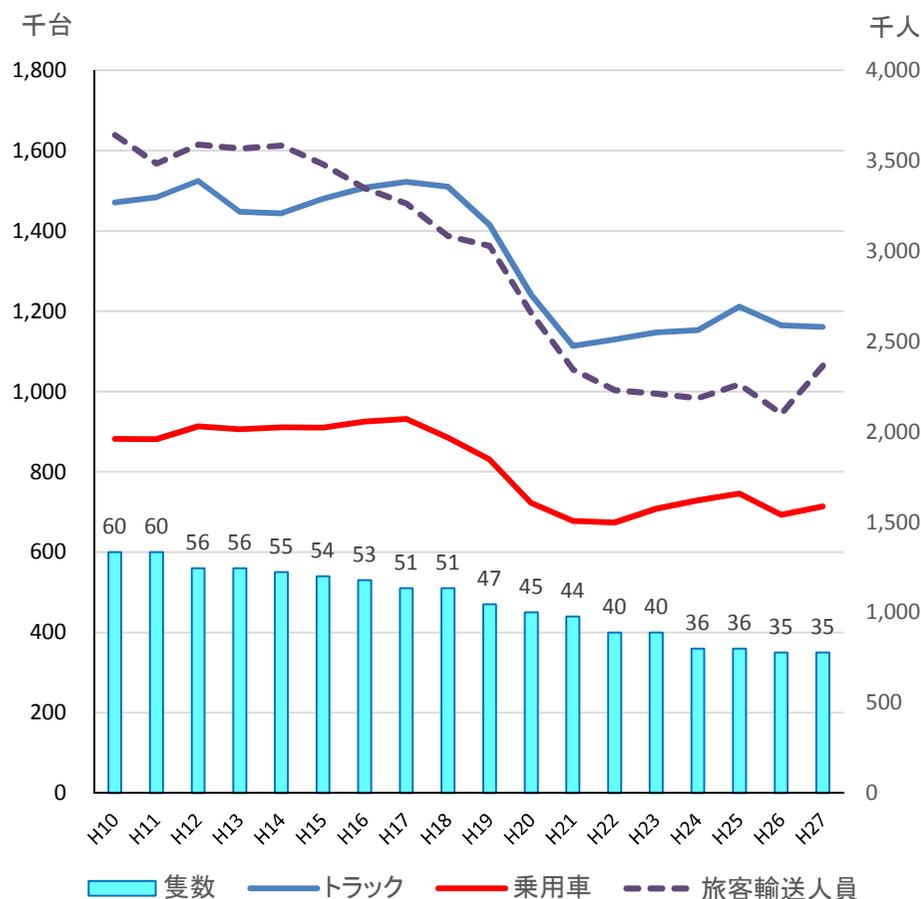


3. C重油を使用する大型旅客船航路の経営問題

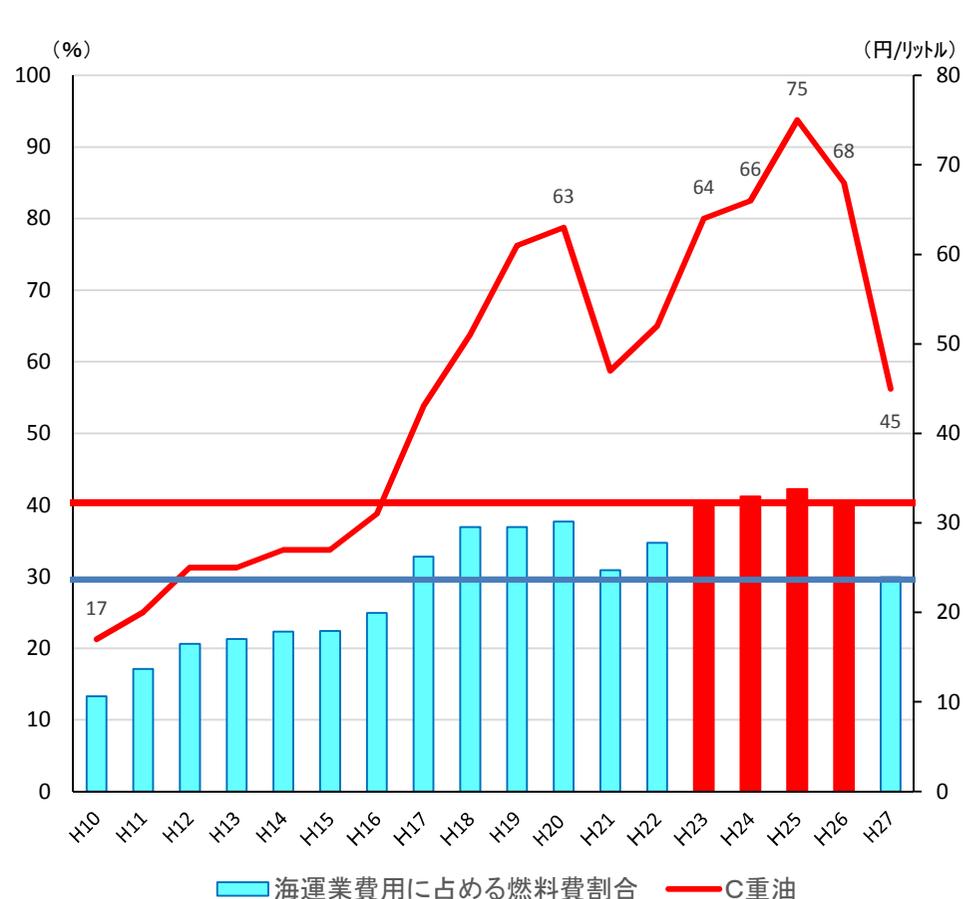
○中・長距離フェリーは大型船が高速で航送するため、総費用に占める燃料費の割合が特に高く、燃料価格の騰落の影響を強く受ける。

○燃料高騰時には燃料費が総費用の4割を超え、事業経営を圧迫している。

長距離フェリーの自動車及び旅客輸送人員数の推移



C重油の価格及び長距離フェリーの海運業費用に占める燃料費の割合



3. C重油を使用している旅客船事業者の規制強化への対応

1. 適合燃料油の価格

今回のSO_x規制強化は海運業界のみを対象とするものであり、規制強化による燃料油価格の上昇は競合する他の輸送モードとの競争関係に大きな影響を与える。

このため、大型旅客船事業者は適合燃料油の価格動向に非常に敏感になっている。

2. 代替建造が緒に就いた段階での対応策の決断

他方、大型旅客船事業者は、ここに来てようやく代替建造のマインドが高まってきており、そのような中でこのSO_x規制への対応を迫られている状況にある。

3. 事業運営上の問題

適合燃料油の規格・品質も大型旅客船事業者の大きな関心事項である。適合燃料油が現行A重油並の動粘度しか確保できない場合には燃料切換に伴う機関・配管の改修・洗浄や新燃料による慣熟運航の必要性が出てくることも考えられるため、より早期に適合燃料油の供給を受ける必要がでてくるものと思われる。



平成29年2月16日

国土交通省海事局長
羽尾 一郎 殿

一般社団法人 日本旅客船協会
会長 福武 章夫

SOx規制強化に伴う諸問題への要望について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より弊会の運営にご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

昨年10月24日からロンドンで開催されたIMO・MEPC70において、全ての海域における燃料油の硫黄分濃度規制の強化の開始時期が2020年からに決定しました。条約では、船舶にスクラバー（脱硫装置）を付けるという代替案も示されており、旅客船・フェリー事業者も対応策の検討を急いでおりますが、個々の事業者が具体的な対応策を講じるためにはあまりにも情報が少なすぎ、対応策を決めかねているのが実情であります。

私共、旅客船・フェリー事業は、国民生活に必要な公共交通機関として、CO₂の排出抑制やトラックドライバー不足・労働時間規制の強化に対処するためのモーダルシフトの受け皿として、また、大規模災害発生時における緊急輸送の担い手として、国が推進する施策の重要な一翼を担っているところであります。

つきましては、SOx規制実施後も旅客船・フェリー事業の社会的使命を全うすることが出来るよう、以下の事項について要望致します。

1. 適合油が既存C重油と同等レベルの価格で供給されるよう、万全の対策を講じて頂きたい。
2. 世界各国におけるSOx規制への対応状況についてご教示頂きたい。
3. 適合油の規格の検討を進めるにあたっては、世界各国における適合油と互換性のあるものとして頂きたい。
4. 適合油の安定的な供給・流通体制を確保頂きたい。
5. 旅客船・フェリーの機能を損なうことなく設置できるスクラバーの開発や、スクラバー設置により利用者等への負担を発生させないための財政支援措置を講じて頂きたい。
6. 今回のSOx規制強化に対する利用者の理解促進対策にご配慮頂きたい。
7. 燃料油の供給サイドも含めた官民関係者による連絡会等を設置頂きたい。